

# 「熊野町防災・減災まちづくり条例」を制定しました

熊野町では、平成30年7月豪雨により大きな被害を受け、尊い町民の命が失われました。この災害の経験から、災害への対応は、行政の防災力だけでは限界があり、自然災害から命を守るためには、行政、町民、事業者、関係機関がそれぞれの役割を果たし、協働して防災・減災に取り組むことの重要性が強く認識されました。

また、近年の気候変動による大雨などにより毎年、全国各地で自然災害が発生しています。このような状況のもと、町（行政）、町民、事業者、自主防災組織、関係機関等の「自助」「共助」「公助」の取組みにおける責務や役割、連携の在り方を明確にし、町全体が協働して「災害に強いまちづくり」を実現するために「熊野町防災・減災まちづくり条例」を制定しました。

## 《条例における主な取り組み》



ジスケ (タスケ三兄弟)

### 【自助】

「自らの身は自ら守る」  
・災害への備え  
・早期避難 など



キョウスケ (タスケ三兄弟)

### 【共助】

「地域のみんで共に支え合う」  
・地域コミュニティづくり  
・自主防災組織の活動 など

### 【協働】

町、町民、事業者、関係機関などがそれぞれの責務と役割を果たし、互いに連携・協力して「災害に強いまちづくり」を推進



タスケ三兄弟

### 【公助】

「町（行政）が町民の生命財産を守る」  
・防災・減災対策の推進  
・自助、共助の取組みの支援 など



コウスケ (タスケ三兄弟)

～地域、近所で普段から声を掛け合い、顔の見える関係づくりを大切に、防災・減災に取り組みましょう～

(総務課)

**給水契約などに係る契約内容について**

4月1日施行の改正民法により、「定型約款」に関する規定が新設されます。「定型約款」とは、「定型取引において、契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体」とされています。

本町においては「熊野町上水道事業給水条例」および「熊野町上水道事業給水条例施行規則」が「定型約款」に当たり、水道供給契約の内容となります。

また、給水装置の新設などに係る分担金や手数料の徴収についても「定型約款」に関する規定が適用されます。

詳しくはホームページをご覧ください。

0 関上下水道課 ☎820・561

～各種相談についての秘密は厳守します。気軽にご相談ください。～

名称	月日	時間	相談員	内容など	相談場所/問合せ先
無料行政相談	15日(水)	9:00～12:00	行政相談員	行政に関して皆さんが日ごろから感じる要望や意見、苦情などを気軽に相談できます。(予約不要)	熊野町役場 総務課 ☎820-5601
人権ホットライン	21日(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	人権擁護委員	人権侵害、身の回りの悩み事など電話で相談に応じます。	熊野町役場 生活環境課 ☎820-5606
無料法律相談	5月14日(木)	13:15～17:00	弁護士	暮らしの中で生じた法律上の問題(相談に関する書類がある場合はお持ちください。1人45分以内) *要予約*	熊野町役場 生活環境課 ☎820-5606 受付期間:4/20～土日祝を除く8:30～17:00
生活困窮者相談窓口	月～金(祝祭日を除く)	8:30～17:15	福祉事務所職員	自立をサポートする相談に応じます。 経済的に困窮し、最低限度の生活の維持が困難な人(生活保護受給者は除く)。	熊野町役場 社会福祉課(福祉事務所) ☎820-5614

相談

募集

# お知らせ 4月



## 会計年度任用職員登録のご案内

町では会計年度任用職員の登録を随時受け付けています。欠格事項に該当しない場合は、原則どなたでも登録できますので、登録希望者は、総務課まで「会計年度任用職員登録申込書」を提出してください。

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2の規定に基づき任用される一般職の非常勤職員です。会計年度任用職員の職種は、資格を問わない一般事務補助職員などの他に、資格を活かすことができる放課後児童支援員、保健師、図書館司書などがあります。

登録申込書は、町のホームページからダウンロードするか、役場および各公民館にあります。

なお、登録された全ての人々が任用されるものではありませんので、ご了承ください。

詳しくは役場総務課へお問い合わせいただくか、町のホームページをご覧ください。

※臨時職員登録申込書を提出されていた人は、令和2年3月31日以降は無効となっており、希望される人は、改めて会計年度任用職員登録申込書を提出してください。

関総務課 ☎820・5601

## 消防団員を募集しています

消防団は、消防署とともに、火災や災害への対応、予防啓発活動などを行う消防組織です。

「自分たちの町は自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安全と安心のために次のような活動をしています。

災害時	平常時
火災現場への出動(消火・防御)	各種訓練(放水訓練、水防訓練など)
風水害(大雨など)時の防災活動	年末火災予防警戒
地震などによる災害時の出動	消防機器の点検
人命救助、避難誘導、救命救助など	救命講習
行方不明者捜索	

熊野町には、本団および10の分団があり、広島市消防局と連携し、町内の災害などに対応しています。

地域に密着した消防団の存在は、地域防災力の向上に不可欠です。あなたもこの町の「守り人」、消防団員になりませんか。

18歳以上で熊野町在住もしくは、熊野町内に勤務している人で、消防団に入団を希望する人は、防災安全課へご連絡ください。

1 関防災安全課 ☎820・563

## 令和2年国勢調査統計調査員を募集します

熊野町では、本年10月1日を期日として、5年に1度行われる最も重要な統計調査「国勢調査」が実施されます。

現在、調査の実施に向けて、国勢調査やそのほか各種統計調査に従事いただける登録調査員を募集しています。

▽任期：約2カ月間  
▽仕事内容：担当調査区内の世帯等への調査説明、調査票の配布・回収など

登録調査員として登録された人には、調査が実施される際、活動が可能か連絡させていただきます。

募集には要件がありますので、詳しくは、町ホームページをご覧ください。

4 関政策企画課 ☎820・563



↑ホームページはこちらから



### 熊野町の火災と救急

火災件数 1件 死傷者 0人  
救急件数 79件 搬送人員 71人  
-令和2年2月中-

※緊急車両の通行に支障となる不法駐車はやめましょう。